

岩手県人事委員会告示第3号

級別職務区分表（昭和60年岩手県人事委員会告示第4号）の全部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及川卓美

級別職務区分表

1 行政職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
知事 の 事 務 部 局	本庁 部 局 等	2級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職	3級から 10級まで の欄に掲 げる職以 外の職で 特に高度 の知識又 は経験を 必要とす るもの	主 査 建築監視 員	特命課長 主任主査 主 査	担当課長 (6級の 欄に掲げ る担当課 長を除く。) 特命課長 主任主査	総括課長 総合雇用 対策監 特命参事 政策調査 監 報 道 監 防災危機 管理監 総務事務 センター 所長 担当課長 (企画担 当課長、 管理担 当課長(政 策推進課 、地域企 画室、環 境生活企 画室、保 健福祉企 画室、商 工企画室 、農林水 産企画室 、県土整 備企画室 及び総務 室に限る 。)、政 策担当課 長、政策 評価担当 課長、情 報公開担 当課長、 交通担当 課長、行 政情報化 担当課長 、県北沿 岸振興担 当課長、 交通安全	総括課長 総合雇用 対策監 特命参事 政策調査 監 報 道 監 防災危機 管理監 総務事務 センター 所長 担当課長 (企画担 当課長、 管理担 当課長(政 策推進課 、地域企 画室、環 境生活企 画室、保 健福祉企 画室、商 工企画室 、農林水 産企画室 、県土整 備企画室 及び総務 室に限る 。)、政 策担当課 長、政策 評価担当 課長、情 報公開担 当課長、 交通担当 課長、行 政情報化 担当課長 、県北沿 岸振興担 当課長、 交通安全	室 長 農政担当 技監 農村整備 担当技監 林務担当 技監 水産担当 技監 道路都市 担当技監 河川港湾 担当技監 首席政策 監 参 事 技術参事	部 長 総合政策 室長 総合雇用 対策局長 理 事 技 監	企画理事

					対策担当課長、食の安全安心・消費生活担当課長、調査追及担当課長、再生・整備担当課長、ものづくり人材育成担当課長、指導検査担当課長、担い手対策担当課長、水田農業担当課長、振興・衛生担当課長、整備担当課長（森林整備課に限る。）、漁業調整担当課長、技術企画指導担当課長、農林道担当課長、河川開発担当課長、まちづくり担当課長、建築指導担当課長、営繕担当課長、法務私学担当課長、入札担当課長及び防災消防担当課長に限る。	対策担当課長、食の安全安心・消費生活担当課長、調査追及担当課長、再生・整備担当課長、ものづくり人材育成担当課長、指導検査担当課長、担い手対策担当課長、水田農業担当課長、振興・衛生担当課長、整備担当課長（森林整備課に限る。）、漁業調整担当課長、技術企画指導担当課長、農林道担当課長、河川開発担当課長、まちづくり担当課長、建築指導担当課長、営繕担当課長、法務私学担当課長、入札担当課長及び防災消防担当課長に限る。			
	出納局		主任主査	主任主査 主任主査	担当課長（6級の欄に掲げる担当課長を除く。） 主任主査	総括課長 管理担当課長（総務課に限る。）	総括課長 管理担当課長（総務課に限る。）	局長 参事	
			主任						

広域振興局

広域振興局総合支局

地方振興局

主任	査長	課長	課長	部長	部長	副局長	局長
主任	特命課長 普及課長 主任主査 主査	特命課長 普及課長 主任主査	特命課長 普及課長 主任主査	特命参事 室長 経営企画 課長 地域農政 推進課長 調整課長 総務課長 工業技術 集積支援 センター 部長	特命参事 室長 経営企画 課長 地域農政 推進課長 調整課長 総務課長 工業技術 集積支援 センター 部長	工業技術 集積支援 センター 所長 参事 技術参事	
出張所長 支所長補 佐 主任 主査 主査 出張所長 支所長補 佐	特命課長 普及課長 普及サブ センター 所長 センター 所長（遠 野保健福 祉環境セ ンターに 限る。） 支所長 主任主査 主査 出張所長 支所長補 佐	特命課長 普及課長 普及サブ センター 所長 センター 所長（遠 野保健福 祉環境セ ンターに 限る。） 支所長 主任主査 主査	特命参事 室長 総務入札 課長（花 巻及び一 関に限る。） センター 所長（遠 野保健福 祉環境セ ンターを 除く。） 農林水産 調整主幹 建設調整 主幹	特命参事 室長 総務入札 課長（花 巻及び一 関に限る。） 用地課長 （花巻に 限る。） センター 所長（遠 野保健福 祉環境セ ンターを 除く。）	総合支局 局長 参事 技術参事		
出張所長 主任	特命課長 普及課長 普及サブ センター 所長 出張所次 長 ダム管理 事務所長 ダム建設 事務所次 長	特命課長 普及課長 普及サブ センター 所長 出張所次 長 ダム管理 事務所長 ダム建設 事務所次 長	特命参事 企画振興 課長（盛 岡に限る。） 管理主幹 税務室長 保健福祉 室長 環境衛生 室長	特命参事 企画振興 課長（盛 岡に限る。） 管理主幹 保健福祉 室長 環境衛生 室長 農業振興 室長	局長（盛 岡に限る。） 参事 技術参事		

以外 の出 先機 関	研究センター
	高等看護学院
	都南の園
	精神保健福祉センター
	杜陵学園
	シンガポール事務所
	先端科学技術研究センター
	産業技術短期大学校
	高等技術専門校
	職業能力開発センター
	病虫害防除所
	家畜保健衛生所
	漁業取締事務所
	生物工学研究所
	農業研究センター
林業技術センター	
水産技術センター	

	部長	部長					
	事務局次長 部長	事務局次長 部長	事務局長	事務局長			
	次長	次長					
	園長補佐	園長補佐	園長	園長			
	副所長	副所長					
	総務部長 企画部長	総務部長 企画部長	副所長	副所長			
講師	課長 助教授 講師	課長 助教授	事務局長 教育部長 教授	事務局長 教育部長 教授	副校長		
科主任	校長補佐 科主任	校長補佐	校長	校長			
科主任	次長 科主任	次長	所長	所長			
	次長	次長	所長	所長			
	次長	次長					
機関長 通信長	次長 船長 機関長 通信長	次長 船長	所長	所長			
			次長	次長			
	課長	課長	総務部長 病虫害部長	総務部長 病虫害部長			
	総務部長	総務部長					
機関長 通信長	総務部長 船長 機関長	総務部長 船長					

内水面水産技術センター
農業大学校
農業改良普及センター
北上川上流流域下水道事務所
花巻空港事務所
東京事務所
大阪事務所
北海道事務所
名古屋事務所
福岡事務所
消防学校
専門職員

	通信長						
講師	助教授 講師	助教授	副校長 事務局長 教育部長 教授	副校長 事務局長 教育部長 教授	校長		
	普及課長 普及サブセンター 所長	普及課長 普及サブセンター 所長	所長 副所長	所長 副所長	所長（中央に限る。）		
	課長	課長	所長	所長			
	課長	課長	所長	所長			
	部長代理	部長代理	部長	部長	所長		
	次長	次長	所長	所長			
	次長	次長	所長	所長			
	次長	次長	所長	所長			
	次長	次長	所長	所長			
	次長	次長	所長	所長			
科主任	教頭 科主任	教頭	校長	校長			
主任主査	主任主査	主任主査					
主任主事	副主任	副主任	主幹				
主任技師	技術副主任	技術副主任	技術主幹				
	主任通信技師	主任通信技師					
	主任消防教官	主任消防教官					
	主任環境衛生指導員	主任環境衛生指導員					

	主任社会福祉主事	上席社会福祉主事	上席社会福祉主事				
	障害者福祉司	上席障害者福祉司	上席障害者福祉司				
	児童福祉司	上席児童福祉司	上席児童福祉司				
	主任相談調査員	上席相談調査員	上席相談調査員				
	主任精神保健福祉相談員	上席精神保健福祉相談員	上席精神保健福祉相談員				
	主任児童心理司	上席児童心理司	上席児童心理司				
	主任心理判定員	上席心理判定員	上席心理判定員				
	主任児童指導員	上席児童指導員	上席児童指導員	首席児童指導員			
	主任職業指導員	上席職業指導員	上席職業指導員				
	主任生活指導員	上席生活指導員	上席生活指導員				
	主任生活支援員	上席生活支援員	上席生活支援員				
	主任保育士	上席保育士	上席保育士				
	主任児童自立支援専門員	上席児童自立支援専門員	上席児童自立支援専門員				
		上席食品衛生監視員	上席食品衛生監視員				
	主任技術指導員	上席技術指導員	上席技術指導員	首席技術指導員			
	主任農業普及員	上席農業普及員	上席農業普及員				
	主任林業普及指導員	上席林業普及指導員	上席林業普及指導員	首席林業普及指導員			
	主任水産業普及指導員	上席水産業普及指導員	上席水産業普及指導員	首席水産業普及指導員			
	主任航海士	上席航海士	上席航海士				
	主任機関士	上席機関士	上席機関士				
	主任通信士	上席通信士	上席通信士				
		上席建築専門員	上席建築専門員				

			建築専門員	建築専門員					
議会の事務局			主任主事	課長補佐主任主査 副主任主査 副主任主査 主査	課長補佐主任主査 副主任主査	課長主幹	課長	次長 参事	事務局長
教育委員会の事務局等	本庁		経営指導主事 保健体育主事 主査 文化財専門員 主任	特命課長主任経営指導主事 主任文化財専門員 主任保健体育主事 主任主査 副主任主査 技術副主任主査 経営指導主事 保健体育主事 主査	担当課長(6級の欄に掲げる担当課長を除く。) 特命課長主任経営指導主事 主任文化財専門員 主任保健体育主事 主任主査 副主任主査 技術副主任主査	総括課長特命参事 担当課長(企画担当課長、予算財務担当課長、学校施設担当課長、学校企画担当課長、高校改革担当課長、文化財・世界遺産担当課長、小中学校人事担当課長及び県立学校人事担当課長に限る。) 主幹 技術主幹	総括課長特命参事 担当課長(企画担当課長、予算財務担当課長、学校施設担当課長、学校企画担当課長、高校改革担当課長、文化財・世界遺産担当課長、小中学校人事担当課長及び県立学校人事担当課長に限る。)	室長 参事	
	出先機関	教育事務所	主任主事	企画総務課長 教務課長 主任経営指導主事 主任主査 副主任主査 主査 経営指導主事	企画総務課長 教務課長 主任経営指導主事 主任主査 副主任主査	所長 企画総務課長(盛岡に限る。) 主幹	所長 企画総務課長(盛岡に限る。)	所長(盛岡に限る。)	
	教育機関	総合教育センター	主任主事	主任主査 副主任主査 主査	主任主査 副主任主査	総務部長 主幹	総務部長		
		生涯学習推進センター	主任主事	総務部長主任主査	総務部長主任主査	所長主幹	所長		

				副 主 幹	副 主 幹							
				主 査								
		図 書 館		主 査	主任主査	主任主査	副 館 長	副 館 長	館 長			
				主 任	副 主 幹	副 主 幹	主 幹					
		埋蔵文化財センター			主 査							
		県立高等学校等		文化財専門員	主任文化財専門員	主任文化財専門員	所 長 副 所 長	所 長 副 所 長				
				事務長補佐（5級の欄に掲げられている事務長補佐を除く。）	事務長（6級及び7級の欄に掲げられている事務長を除く。）	事務長（6級及び7級の欄に掲げられている事務長を除く。）	事務長（盛岡第一、不来方、杜陵、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業、黒沢尻工業、一関第一、釜石南、宮古、宮古水産、福岡、盲、盛岡聾、盛岡養護及び花巻養護に限る。）	事務長（盛岡第一、不来方、杜陵、盛岡農業、盛岡工業、盛岡商業、黒沢尻工業、一関第一、釜石南、宮古、宮古水産、福岡、盲、盛岡聾、盛岡養護及び花巻養護に限る。）				
				通信長	船 長	船 長						
				主任航海士	漁 撈 長	漁 撈 長						
				主任機関士	機 関 長	機 関 長						
				主任通信士	事務長補佐	事務長補佐（事務長の職が6級又は7級の欄に掲げられている学校に限る。）						
				事務主任	副 主 幹	副 主 幹	主 幹					
					通信長							
					主任航海士							
					主任機関士							
					主任通信士							
					副 園 長							
		市町村立小中学校		事務主任	事務主査	主任事務主査						
				主任主事								
				主任技師								
警察	本部等	本 部		係 長	次 長	次 長	課 長	課 長	参 事			
				主 査	副 所 長	副 所 長	科学捜査研究所長	科学捜査研究所長				
					課長補佐	課長補佐	サイバー犯罪対策室長	サイバー犯罪対策室長				
					隊長補佐	隊長補佐	給与調査官	給与調査官				
					係 長		会計調査官	会計調査官				
							施設調査	施設調査				

		警察学校
	警察署	
選挙管理委員会の事務局		
監査委員の事務局		
人事委員の事務局		
労働委員の事務局		
収用委員の事務局		
海区漁業調整委員		

			官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 交通管制官	官 厚生調査官 共済調査官 訟務調査官 情報管理調査官 交通管制官			
係長 主査	事務長 係長	事務長	術科調査官	術科調査官			
係長 主査 船長 機関長	課長 係長 船長 機関長	課長					
主任主事 主任技師	副主幹	副主幹	主幹				
主査 主任 主任書記	副書記長 副主幹 主査	副書記長 副主幹	書記長	書記長			
主査 主任 主任主事	主任主査 副主幹 主査	主任主査 副主幹	課長 主幹	課長	事務局長		
主査 主任 主任主事	主任主査 副主幹 主査	主任主査 副主幹	課長	課長	事務局長		
主査 主任 主任主事	主任主査 副主幹 主査	主任主査 副主幹	課長	課長	事務局長		
主査 主任	主任主査 副主幹 主査	主任主査 副主幹	事務局長	事務局長			
主任書記	事務局次長 専門書記	書記局次長 専門書記	事務局長 技術主幹	事務局長	事務局長		

会 の 事 務 局																				
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付、室付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる局付、課付、所付、総合教育センターに置かれる所付若しくは県立学校に置かれる学校付の職、警察本部に置かれる部付、課付、所付、隊付若しくは警察学校に置かれる学校付若しくは警察署に置かれる署付の職、監査委員の事務局に置かれる局付の職又は人事委員会の事務局に置かれる局付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から10級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 9級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職員の職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

2 公安職給料表

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
警察	本 部	巡 査	巡査（巡査長に限る。）	巡査部長 巡査（巡査長に限る。）	警 部 警 部 補 巡査部長 巡査（巡査長に限る。）	警 部 警 部 補	警 視 警部（次長、地域調査官、科学捜査研究所副所長、機動捜査隊副隊長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長及び機動隊副隊長に限る。）	警視（課長、監察官、留置管理官、指導監査室長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長に限る。）	警視（参事官及び監察課長に限る。）	警視（部長及び首席監察官、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長又は公安課長を兼ねる参事官に限る。）
	警察学校						警 視			警視（校長に限る。）
	警 察 署						警 視 警部（次長、警務課長並びに見前及び高田の幹部交番所長に限る。）	警視（署長及び副署長に限る。）	警視（紫波、北上、水沢、一関、大船渡、釜石、宮古及び二戸の署長に限る。）	警視（盛岡東、盛岡西及び花巻の署長に限る。）

備考1 警察本部に置かれる部付、課付、所付若しくは隊付、警察学校に置かれる学校付又は警察署に置かれる署付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て6級から9級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 6級以下の級に区分されている職で警察本部長が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

3 教育職給料表（1）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級
知事の事務部局	広域振興局等以外の出先機関	技 術 指 導 員	助 教 授 講 師 技 術 指 導 員	教 授 助 教 授	教 授
		技 師	助 教 授 講 師 技 師	教 授 助 教 授	教 授

教育委員会の事務局等	本 庁			指 導 主 事 社会教育主事 社会教育主事補	主任指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席社会教育主事	
	出先機関	教育事務所		社会教育主事 社会教育主事補	主任社会教育主事	首席社会教育主事	
	教育機関	総合教育センター	研 修 助 手	室 長 研 修 主 事	研 修 部 長 指 導 部 長 室 長	所 長 研 修 部 長	
		生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補	主任社会教育主事	首席社会教育主事	
		博 物 館		社会教育主事 社会教育主事補			
		美 術 館		社会教育主事 社会教育主事補			
		埋蔵文化財センター		社会教育主事 社会教育主事補			
	県立高等学校等	教 諭 養 護 教 諭 講 師 助 教 諭 養 護 助 教 諭 実 習 助 手 寄 宿 舎 指 導 員	教 諭 養 護 教 諭 実 習 助 手 寄 宿 舎 指 導 員	教 頭	校 長		
警 察 本 部 等	警 察 学 校			副 校 長			

備考1 教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は県立高等学校等に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 1級又は2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

4 教育職給料表(2)

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級
知事の事務部局	広域振興局等以外の出先機関	杜 陵 学 園		主任児童自立支援専門員 児童自立支援専門員	上席児童自立支援専門員	
教育委員会の事務局等	本 庁			指 導 主 事 社会教育主事 社会教育主事補	主任指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席社会教育主事
	出先機関	教育事務所		指 導 主 事 社会教育主事 社会教育主事補	主任指導主事 主任社会教育主事	首席指導主事 首席社会教育主事
	教育機関	生涯学習推進センター		社会教育主事 社会教育主事補	主任社会教育主事	首席社会教育主事
		博 物 館		社会教育主事 社会教育主事補		

	美術館		社会教育主事 社会教育主事補		
	埋蔵文化財センター		社会教育主事 社会教育主事補		
	幼稚園	講師 助教 養護助教諭	教頭 教諭 養護教諭	園長	
	市町村立小中学校	講師 助教 養護助教諭	教諭 養護教諭	教頭	校長

備考1 教育委員会の事務局に置かれる局付若しくは課付の職又は市町村立小中学校に置かれる学校付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級又は4級に決定するものとする。

2 2級に区分されている職で教育委員会が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものによっては、その職務の級を3級に決定することができる。

5 研究職給料表

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
知事の事務局	本庁	2級から					
	広域振興局等以外の出先機関	環境保健研究センター	5級までの欄に掲げる職以外の職		部長	副所長	
		先端科学技術研究センター					所長
		生物工学研究所					
		農業研究センター			室長 県北農業研究所次長	部長 県北農業研究所長 畜産研究所次長	所長 副所長 畜産研究所長
		林業技術センター			部長	副所長	所長
		水産技術センター			部長	副所長	所長
		内水面水産技術センター				所長	所長
	専門職員		主任専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主任専門研究員	首席専門研究員		
教育委員会の事務局等	本庁		主任専門学芸員 主任専門学芸調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸調査員			
	教育機関	博物館	主任専門学芸員 主任専門学芸調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸員 上席専門学芸調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸調査員	首席専門学芸員 首席専門学芸調査員		
		美術館		主任専門学芸員	上席専門学芸員	首席専門学芸員	

			主任専門学芸調査員 専門学芸員 専門学芸調査員	上席専門学芸調査員 主任専門学芸員 主任専門学芸調査員	員 首席専門学芸調査員	
警察本部		刑事部科学捜査研究所	主任専門研究員 専門研究員	上席専門研究員 主任専門研究員	科学捜査研究官	

備考1 知事の事務部局に置かれる課付若しくは所付の職、教育委員会の事務局に置かれる部付若しくは課付の職又は警察本部に置かれる部付若しくは所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から5級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 4級以下の級に区分される職のうち任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

6 医療職給料表(1)

区 分			1 級	2 級	3 級	4 級
知事の事務部局	本 庁 部 局 等	医 師 歯 科 医 師	主 幹 担当課長(1の表知事の事務部局の款本庁の項部局等の目5級の欄に掲げる担当課長に限る。)	総 括 課 長 主 幹 担 当 課 長	技 監 総 括 課 長 担 当 課 長 (1の表知事の事務部局の款本庁の項部局等の目6級の欄及び7級の欄に掲げる担当課長に限る。)	
		広 域 振 興 局 等	課 長 主 幹 医 師 歯 科 医 師	保 健 福 祉 環 境 技 監 部 長 課 長 主 幹	保 健 福 祉 環 境 技 監 部 長	
	広域振興局等以外 の出先機関	保 健 所	課 長 主 幹 医 師 歯 科 医 師	所 長 課 長 主 幹	所 長	
		福 祉 総 合 相 談 セ ン タ ー	主 幹 医 師	部 長 主 幹	部 長	
		環 境 保 健 研 究 セ ン タ ー		首 席 専 門 研 究 員	首 席 専 門 研 究 員	
		都 南 の 園	副 園 長 部 長 科 長 医 師 歯 科 医 師	園 長 副 園 長 部 長 科 長 医 師	園 長	
		精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	主 幹 医 師	所 長 主 幹	所 長	

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、局付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て2級から4級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 3級以下の級に区分されている職で知事が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その

職務の級を1級上位に決定することができる。

3 一の職が2の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

7 医療職給料表(2)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務部局	本 庁 部 局 等	診療放射線技師	薬 剤 師					
	広 域 振 興 局	臨床検査技師	獣 医 師	主 査	主 査	課 長	保健福祉室長	保健福祉室長
		栄 養 士	診療放射線技師			主任主査		
	広域振興局総合支局	学校栄養職員	臨床検査技師	主 査	主 査	課 長	衛生環境課長（一関に限る。）	
		衛生検査技師	栄 養 士	支所長補佐	支所長補佐	主任主査		
歯科衛生士		学校栄養職員			主 査			
歯科技工士		衛生検査技師			支 所 長			
理学療法士		歯科衛生士			支所長補佐			
地 方 振 興 局	作業療法士	歯科技工士	主 査	主 査	課 長	保健福祉室長 環境衛生室長 衛生課長 衛生環境課長（二戸に限る。） 環境課長（宮古に限る。）	保健福祉室長 環境衛生室長	
	理 療 士	理学療法士	出張所長	出張所長	主任主査			
	言語聴覚士	作業療法士			主 査			
	臨床心理士	理 療 士			出張所長			
		言語聴覚士 臨床心理士						
広域振興局等以外の出先機関	保 健 所		出張所長	出張所長	課 長	次 長	次 長	
			大東支所長補佐	大東支所長補佐	出張所長 大東支所長 大東支所長補佐	衛生課長 衛生環境課長（一関及び二戸に限る。） 環境課長（宮古に限る。）		
	福祉総合相談センター							
	食肉衛生検査所				課 長	所 長	所 長	
	都 南 の 園			科 長	科 長	科 長		
精神保健福祉センター								

	家畜保健衛生所
	専門職員

		課次	長次 長	所長（中央を除く。） 次長（中央に限る。）	所長 次長（中央に限る。）
主任主査	主任主査	主任主査	主任主査		
				主幹	
主任薬剤師	主任薬剤師	主任薬剤師	主任薬剤師		
主任獣医師	主任獣医師	主任獣医師	主任獣医師		
主任診療放射線技師	主任診療放射線技師	主任診療放射線技師	主任診療放射線技師		
主任臨床検査技師	主任臨床検査技師	主任臨床検査技師	主任臨床検査技師		
主任栄養士	主任栄養士	主任栄養士	主任栄養士		
主任衛生検査技師	主任衛生検査技師	主任衛生検査技師	主任衛生検査技師		
主任歯科衛生士	主任歯科衛生士	主任歯科衛生士	主任歯科衛生士		
主任歯科技工士	主任歯科技工士	主任歯科技工士	主任歯科技工士		
主任理学療法士	主任理学療法士	主任理学療法士	主任理学療法士		
主任作業療法士	主任作業療法士	主任作業療法士	主任作業療法士		
主任理療士	主任理療士	主任理療士	主任理療士		
主任言語聴覚士	主任言語聴覚士	主任言語聴覚士	主任言語聴覚士		
薬剤師					
獣医師					
診療放射線技師					
臨床検査技師					
栄養士					
衛生検査技師					
歯科衛生士					
歯科技工士					
理学療法士					
作業療法士					
理療士					
言語聴覚士					

					臨床心理士				
教育委員会	教育機関	県立高等学校等			主任栄養士	主任栄養士			
		市町村立小中学校			栄養士				
					主任学校栄養職員	主任学校栄養職員			
					学校栄養職員				

備考1 知事の事務部局に置かれる部付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から7級までのいずれか一の級に決定するものとする。

2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。

8 医療職給料表(3)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
知事の事務部局	本庁部局等	准看護師	保健師 看護師	保健師 看護師				
	広域振興局		看護教員 准看護師	主査 保健師 看護師	主査	課長 主任主査 主査	保健福祉室長	
	広域振興局総合支局			主査 保健師 看護師	主査	課長 主任主査 主査 センター所長		
	地方振興局			主出張所長 保健師 看護師	主出張所長	課長 主任主査 主出張所長	保健福祉室長 環境衛生室長	
	広域振興局等以外の出先機関		保健所	出張所長 保健師 看護師	出張所長	課長 出張所長	次長	
			福祉総合相談センター					
			児童相談所					
			高等看護学院		科主任 看護教員	科主任	科主任	
			都南の園		看護師長 看護師	看護師長	看護師長	看護部長
			精神保健福祉センター		保健師			
			主査	主査	主任主査			

							主 査	
								主 幹
		専門職員			主任保健師 主任看護教員 主任看護師	主任保健師 主任看護教員 主任看護師	上席保健師 上席看護教員 上席看護師	
教育委員会 の事務局	本 庁	教職員課		保 健 師	主任保健師 保 健 師	主任保健師	上席保健師	
警 察	本 部	警務部厚 生課		保 健 師	主任保健師 保 健 師	主任保健師		

- 備考1 知事の事務局に置かれる部付、課付若しくは所付の職又は警察本部に置かれる課付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ人事委員会の承認を得て3級から6級までのいずれか一の級に決定するものとする。
- 2 5級以下の級に区分されている職で任命権者が特に必要と認めるものについて人事委員会の承認を得たものにあつては、その職務の級を上位の級に決定することができる。
- 3 一の職が2又は3の級に掲げられている職の職務の級を上位の級に決定する場合の基準は、別に定める。